

令和6年度集団指導（指定居宅介護支援・指定介護予防支援）の内容に対する質問と回答

No.	質問	回答
1	<p>身体拘束その他の行動制限が一時的なものであることとありますが、「一時的」とはどれくらいの時間を指すのですか。</p>	<p>対象者の状態像によって異なる可能性があることや、「一時的」という言葉自体が抽象的なものであるため、明確な時間をお示しすることはできません。</p> <p>本人の状態像等に応じた「一時的」な措置として必要とされる最も短い拘束時間をサービス担当者等で検討し設定する必要があると考えます。</p> <p>「身体拘束廃止・防止の手引き」において事例が紹介されていますので、参照してください。</p> <p>身体拘束廃止・防止の手引き</p>
2	<p>人員基準に関することで、管理者の兼務範囲の明確化等という内容の兼務できる事業所の範囲について「管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。」という一文が理解出来ずにいます。</p> <p>この兼務の職種は居宅支援事業所以外、例えば訪問介護や通所介護等、居宅以外の介護サービスの職種を兼務して良いという意味になるのでしょうか。</p>	<p>管理者の兼務はこれまでも条件付きで認められており、今回の報酬改定に伴って兼務が可能となった訳ではありません。</p> <p>これまで、同一敷地内にある他事業所等に限り管理者の兼務が認められていたものが、今回の報酬改定において「同一敷地内」であることの条件が撤廃され、勤め先の居宅介護支援事業所から離れた他事業所等での兼務が可能となりました。</p> <p>したがって、ご質問のとおり訪問介護等の職種を兼務することは可能ですが「管理者がその責務を果たせる場合」に限りますのでご注意ください。</p>

令和6年度集団指導（指定居宅介護支援・指定介護予防支援）の内容に対する質問と回答

No.	質問	回答
3	<p>P 2 3 ウ「書面掲示」規制の見直しについて。 『原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならない』とありますが、載せるのは運営規程だけでなく、重要事項説明書も載せなさいという理解で合っていますか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 重要事項説明書の掲載も必要になります。 なお、介護予防支援は「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第21条」をご確認ください。</p> <p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（抜粋） (掲示) 第二十二条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p>

令和6年度集団指導（指定居宅介護支援・指定介護予防支援）の内容に対する質問と回答

No.	質問	回答
4	<p>P13 特定事業所加算の見直し ①「ヤングケアラー，障害者，生活困窮者，難病患者等，他制度に関する知識等に関する事例検討会，研修等に参加していること」とありますが，これは同法人主催ではなく，他法人，他主催者による事例検討会，研修という認識で良いのでしょうか。</p>	<p>同法人による主催も含まれます。 以下のQAを参照してください。</p> <p>介護保険最新情報vol.1 2 2 5 P 6 9 問 1 1 6</p> <p>【Q】 「家族に対する介護等を日常的に行っている児童，障害者，生活困窮者，難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会，研修等に参加していること」について，自ら主催となって実施した場合や「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会，研修会等を実施」した場合も含まれるか。</p> <p>【A】 含まれる。</p> <p>介護保険最新情報vol.1 2 2 5 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1)</p>
5	<p>介護予防支援の指定について，居宅介護支援事業所は7年1月1日時点で受けたケースはないとの事ですが，現状のままでは何も変わらないと思います。</p> <p>当センターの予防ケースの委託率は60%を超えて，多くの事業所さんに協力を頂いている状況です。</p> <p>メリットの説明等を各居宅介護支援事業所に伝えて頂ければ，多少は見解も変わってくるのではないのでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>これはあくまでも想定ではありますが，指定を受けることで介護予防支援が自前で行えるのに対し，介護予防ケアマネジメントは，従来通り地域包括支援センターからの委託のみでの対応となっている点が指定が進まない要因になっているのではないかと考えています。</p> <p>今後は，介護予防支援の指定によるメリット等についても発信できるよう努めてまいります。</p>

令和6年度集団指導（指定居宅介護支援・指定介護予防支援）の内容に対する質問と回答

No.	質問	回答
6	<p>独居の高齢者の場合は、テレビ装置の活用が難しく、ほかに何かいい方法はないのでしょうか。</p>	<p>テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とするものとされており、現状では他に方法がございません。</p> <p>なお、本人や家族が機器等を保有していることや、本人が操作できることが前提とはなりますが、以下のとおりQAが発出されておりますので、参照してください。</p> <p>介護保険最新情報vol.1 2 2 5 P 6 5 問1 0 6</p> <p>【Q】</p> <p>テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、訪問介護員が訪問している間に、テレビ電話装置等の準備をすることは可能か。</p> <p>【A】</p> <p>訪問介護の提供に支障が生じない範囲で、例えば ICT 機器の On/Off 等の協力などを行うことは差し支えないが、具体的な実施方法や連携方法等は、あらかじめ指定居宅介護支援事業所と訪問介護事業所とで調整すること。</p> <p>また、協力・連携の範囲について、利用者の要望や目的によっては、適切ではない場合等もあると考えられるため、その必要性等については、状況に応じて判断する必要がある。</p> <p>介護保険最新情報vol.1 2 2 5 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1)</p>

令和6年度集団指導（指定居宅介護支援・指定介護予防支援）の内容に対する質問と回答

No.	質問	回答
7	<p>同一建物に居住する利用者のケアマネジメントについて。 令和6年4月の制度発足当時に市役所へ確認しに行ったところ「特養と同一建物内の長期ショートステイ利用中の方については減算対象にならない」とご指導いただきましたのでそれを継続しております。 その認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>短期入所生活介護は「居住」ではないため、減算対象外です。 （今後、国からのQ&A等発出により、回答が変更となる可能性があります。）</p>
8	<p>虐待防止委員会について 外部機関とは弁護士事務所等を指すのでしょうか。</p>	<p>弁護士事務所等も含まれるかと思います。 なお、虐待防止検討委員会については、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいとされておりますので、必須ではありません。</p>
9	<p>市内でケアプランデータ連携システムを導入している事業所数がわかれば教えてください。</p>	<p>八千代市内でケアプランデータ連携システムを導入している事業所は、2事業所となっております。（令和7年3月14日時点で居宅介護支援事業所のみ） WAMNETから全国のケアプランデータ連携システムの利用状況を検索いただけますので、以下のページを参照ください。 ケアプランデータ連携システム利用状況（WAMNET）</p>